

審査基準整理票

処 分 名	指定ガス工事店の指定		
根 拠 法 令 名	大津市指定ガス工事店規程 (平成19年企業局管理規程第3号)		(条項)第5条第1項
基 準 法 令 名	大津市指定ガス工事店規程 (平成19年企業局管理規程第3号)		(条項)第4条
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 業務グループ		
標 準 処 理 期 間	60日	法定処理期間	一日

【審査基準】 ・文書の名称【大津市指定ガス工事店規程運用基準】
 ・掲載図書等【】
 ・内 容 全部記載 一部・項目のみ記載

大津市指定ガス工事店規程第4条に規定する適格条件を満たし、かつ、大津市指定ガス工事店規程第4条第1項第1号の運用について定めた大津市指定ガス工事店規程運用基準を満たしていることを基準とする。

なお、大津市指定ガス工事店規程運用基準は、担当課において備え置く。

—参考—

【根拠法令】 大津市指定ガス工事店規程
(指定の時期及び期間)

第5条 指定ガス工事店の指定は、申請に基づき、毎年8月1日に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを臨時に行うことができる。

- (1) 指定ガス工事店の合併若しくは分割又は事業の譲渡があったとき。
- (2) 指定ガス工事店の経営者に相続があったとき。
- (3) その他公営企業管理者が適当と認めたとき。

2 指定の期間(以下「指定期間」という。)は、3年以内とする。

【基準法令】 大津市指定ガス工事店規程
(適格条件)

第4条 指定ガス工事店の指定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本市の一般ガス導管事業におけるガスの供給区域並びに液化石油ガス販売事業におけるガスの供給地点群での工事の施行及び緊急時の対応に支障を来たさない地域に営業所を有すること。
- (2) ガス工事の施行に必要な設備及び機器材を備えていること。

(3) 指定ガス工事店の種類に応じ、別表第1に定める建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に規定する工事のみを施行する者については、この限りでない。

(4) 指定ガス工事店の種類に応じ、別表第2に定めるガス工事資格者をガス工事にそれぞれ同表に定める人数に従事させることができること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法令に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 第10条第2項（第3号及び第6号を除く。）の規定により指定ガス工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 精神の機能の障害によりガス工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人であって、その代表者がアからオまでのいずれかに該当するもの

2 公営企業管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、指定ガス工事店と同等以上の技術を有する者を、同項第1号又は第4号の要件を満たさない場合でも、臨時に指定ガス工事店に指定して、ガス工事を施行させることができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。